

事務事業名	サービス利用計画策定相談事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	障害者総合支援法						☒ 単年度繰返（開始年度 平成18 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費			☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	各種総合支援福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス利用の計画書を作成して、的確なサービス利用を受けてもらうことを目的とする。 市は指定特定相談支援事業所がサービス利用計画書を作成した報酬を事業所に支払う。 国県負担金 国1/2・県1/4								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 市は、サービス利用者の申請に基づき、障がい者・障がい児の状況を調査し、認定審査を行う。サービス利用者は、指定特定相談支援事業所にサービス利用計画作成を依頼し、その計画に基づきサービス利用を開始する。計画作成後は定期的にモニタリングを実施し、計画の見直し等を行う。市は、サービス利用計画書の作成した報酬を事業所に支払う。 2年度計画 前年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	事業利用希望者数	人	518	682	736	765	800
	イ							
	ウ							
	エ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 身障・療育・精神手帳所持者、特定疾患者（一般）	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	身障・療育・精神手帳所持者	人	3,737	3,859	3,850	3,909	3,987
	イ	特定疾患者（一般）	人	439	474	431	459	480
	ウ							
	エ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 障がい者が自分にあったサービスを適切に受けられるようにする。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	事業利用者数	人	518	682	736	765	800
	イ							
	ウ							
	エ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 円滑な福祉サービスの利用に結びつける。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
	ア	事業を利用して福祉サービスに結びつけた障がい者の割合	%	100	100	100	100	100
	イ							
	ウ							
	エ							

(2) 総事業費の推移				単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	9,321	9,643	10,279	12,288	12,850
			県支出金	千円	4,661	4,821	5,139	6,144	6,425
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	4,661	4,821	5,140	6,145	6,426
			事業費計（A）	千円	18,643	19,285	20,558	24,577	25,701
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	67	67	67	67	67
			人件費計（B）	千円	278	278	279	271	271
			トータルコスト(A)+(B)	千円	18,921	19,563	20,837	24,848	25,972

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成18年1月から、障害者自立支援法の施行に伴い開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成24年4月から、地域移行支援・地域定着支援が新設され、相談支援として個々に即した支援を実施することとなった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成26年度から、セルフプランでのサービス利用が原則としてできなくなり、サービス利用計画の作成が必須となった。これにともない、利用者数も急増した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	